

Tax update

移転価格に関する新たなCircular発行
2010年5月



はじめに

国民の意見聴取を目的とした移転価格に関する複数のCircular草案の公表に続き、財務省は移転価格の現行規則であるCircular 117/2005/TT-BTCを修正するCircular 66/2010/TT-BTCを発行しました。

Circular 66は既存の移転価格規則と税務管理法(2007年7月1日より施行)および改正法人所得税法(2009年1月1日より施行)との整合性確保を目的としたものです。これに加え、Circular 117の発効以来、その現実的な適用に悪影響を及ぼすいくつかの問題点や懸念点が浮上したため、Circular 66ではこれらの点への対処を試みています

Circular 66の主要な変更点を以下に記しました。

主要な変更点

適用範囲

Circular 66は適用範囲を関連当事者間取引のある企業に限定しています。Circular 117とは異なり、Circular 66では個人を適用範囲に含めていません。

関連当事者の定義

Circular 66では「関連当事者」の定義に有限責任会社が含まれることを明記しています。これに関しては「株主持分」(Circular 117)という文言を「所有者持分」に置き換え、「株式」を有しない企業(有限責任会社)であっても持分を所有していれば関連当事者になりうるとしています。

これに加え、Circular 117で定めている関連の有無認定、すなわち別会社の「総資産」のうち20%を所有していれば関連当事者になるという規定はCircular 66から削除されています。

また、Circular 66では関係当事者の判定に関する追加的な基準を追加しています。そのため、他社の所有者持分のうち20%以上に相当する保証を付与するか融資を提供し、かつ当該融資が他社の中長期融資総額の50%超に相当する場合、両社は関連しているとみなされます。また、両社のそれぞれが第三者の所有者持分のうち20%以上を直接または間接的に保有する場合にも、両社は関連しています。

「重要な差異」の定義

Circular 66は「重要な差異」の定義を具体的に規定しています。それによると、取引した製品単価の1%以上の増減または粗利益率や利益率の0.5%以上の増減を誘発する全ての要因は重要な差異とみなされます。こうした要因が重要な差異を生む場合、比較可能取引の財務情報を適切に修正する必要があります。



重要な変更点(続き)

比較分析に関するガイダンス

このCircularでは、合算取引の場合には売値は全合算取引のうち最高値、買値は全合算取引のうち最安値とすることを強調しています。

一部特殊なケースの市場価格算出方法に関するガイダンス

Circular 66では、異例な売買取引における独立企業間の条件による価格の決定方法についてガイダンスを提供することを目指しています。このCircularは移転価格の修正に関し、次の如く規定しています。

売却取引の場合、価格、粗利益率、または利益率が四分位範囲の中間値を下回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以上に相当する価額となります。その狙いは、国境間管理取引との関連でベトナム側の売手が独立企業間の条件による範囲の上限で代金の請求を行うことを義務づけることです。

購入取引の場合、価格が四分位範囲の中間値を上回るのであれば、独立企業間の条件による価額は四分位範囲の中間値以下に相当する価額となります。これにより、国境間管理取引との関連で、ベトナム側の買手が購入する物品・役務の価格は独立企業間の条件による範囲の中間値以下に限定されます。

なお、アーンスト・アンド・ヤングでは、この特定の条項をOECDの移転価格指針に収斂させるよう、その見直しを求める陳情書を税務当局に提出するつもりです。

外国語表示の証憑書類に関する要件

Circular 66では外国語書類のベトナム語翻訳文の公証を義務づけていません。ただ、企業は会計法の関連規定を順守し、その翻訳につき全責任を負います。

関連当事者間取引に関する情報の申告様式(付録01)

税務管理法との整合性を図るため、Circular 117に添付のAppendix 1 – GCN/HTQTにあるForm GCN-01/TNDNは、Appendix 1 – GCN/CCIにあるForm GCN-01/QLTに置き換わります。

新様式への変更点を以下に列挙しました。

- この様式は、各関連当事者との関連で、当事者間取引(固定資産および非固定資産を形成する物品に関する取引も含まれます)の各区分の移転価格算出方法の記載を義務づけています。
- この様式は、Circular 66の定義による住所や関係の種類など、関連当事者に関する詳細情報の開示を義務づけています。

Form GCN-01/QLTの作成方法に関するガイダンスも修正されました。その変更点の1つとして、様式上で申告を行う売上高と費用を参照する勘定科目番号(ベトナム会計システムに依拠)は除外されました。



重要な変更点(続き)

*Circular*の効力

Circular 66は2010年6月6日より発効します。これはCircular 117のほか、Circular 117の発効日変更に関する2006年1月4日付けDecision 37/2006/QD-BTCに取って代わります。

弊社による支援

アーンスト・アンド・ヤングでは、(1)「関連当事者間取引の年次申告書(Form GCN-01/QLT)」および(2)独立企業間の条件による関連当事者間取引および選択した移転価格算出方法の性質に関する同時作成証書類の作成のほか、(3)移転価格プランニングおよび支援で、専属の人材が支援を提供しております。

支援が必要であれば弊社まで即座にお問い合わせください。

